

資金名	貸付区分/枠	融 資 対 象	融 資 条 件					
			資金使途	融資金額	融資期間	融資利率(年率)		保証
						固定金利	変動金利	
創業期 ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	<p>① 事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※()内は、特定創業支援事業の支援を受けて創業する場合</p> <p>② 中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの</p> <p>③ 事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの</p>	事業資金	3,000万円以内	10年以上 (うち据置 2年以内)	3年～10年 以内 1.2～1.8%	1.2%	必須
	ステップアップ貸付	① 事業拡張による事業規模の拡大や情報化の取組み、設備の近代化による経営効率化などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を有する中小企業者等	事業資金 (④企業立地は設備資金のみ)	8,000万円以内	10年以内 (うち据置 1年以内)	3年～10年 以内 1.4～2.0%	1.4%	任意
		② 道の経済施設に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化(経営改革、雇用、事業承継、表彰)」		1億円以内	10年以内 (うち据置 1年以内)	3年～10年 以内 1.2～1.8%	1.2%	
③ 道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの ④ 道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(対象業種：製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、情報処理・提供サービス業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))	8億円以内 (うち運転 資金2億円 以内)	資金により 10年～20年 以内		3年～20年 以内 1.2～1.8%	1.2%			
事業再生期	経営力強化貸付	① 信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等(金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等)	事業資金(※)	1億円以内	資金により 5年～10年 以内	5年以内 1.1% 10年以内 1.3%	1.1%	必須
	再生支援貸付	① 北海道中小企業再生支援協議会又は道が地域中小企業経営力向上支援事業により委託する機関の支援を受け策定した再生事業計画に基づき再生を図る中小企業者等 ② 経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所又は北海道商工会連合会の推薦を受けた中小企業者等	事業資金(※)	1億円以内	10年以内 (うち据置 2年以内)	金融機関所定の利率		必須